

## 嘉麻市長交際費の支出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この基準は、市長及び市長の代理(以下「市長」という。)が市政の円滑な運営のため市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関し、その支出項目、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めることにより、行政運営に一層の透明性を図るものとする。

### (責務)

第2条 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

### (支出先)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 嘉麻市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 嘉麻市政の伸展に功績があったもの
- (3) 嘉麻市の重大な過失による災害、事故等によるもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

### (支出項目)

第4条 交際費の支出項目は、会費、慶祝、弔慰、見舞、贈答、賛助、渉外、その他の8項目とする。

### (支出区分)

第5条 交際費は次の区分により支出することができるものとする。

- (1) 会費は、各種団体の年会費又は会費制で開催される祝賀会、懇親会等の参加に係る経費
- (2) 慶祝は、慶事、総会、祝賀会等の各種行事に係る祝儀
- (3) 弔慰は、葬儀における香典、弔花、供物等の支出に係る経費
- (4) 見舞は、入院見舞及び罹災見舞
- (5) 贈答は、市政運営上必要な相手方への土産品又は記念品に係る経費
- (6) 賛助は、公益性が高く趣旨に賛同できる事業等に対する賛助
- (7) 渉外は、市政運営上必要と認められる渉外に係る経費
- (8) その他は、前各号に規定するもののほか、市政運営上、市長が特に支出する必要があると認めるもの

### (交際費の額)

第6条 交際費として支出する額は、別表1及び別表2に定める額とする。

### (公開)

第7条 この要綱に基づく交際費の執行状況については、公表する。

2 前項に規定する公表にあたっては、当月分を翌月の末日までに支出区分ごとの件数及び支出額を嘉麻市ホームページに掲載して行うものとする。また、年度ごとに広報誌において支出区分ごとの件数及び支出額を掲載する。

(個人情報保護)

第8条 交際費の情報公開にあたっては、嘉麻市情報公開条例(平成18年3月27日嘉麻市条例第14号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

(見直し)

第9条 この要綱は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)交際費支出基準

区分		支出額	備考
会費		実費	
慶祝	各種団体総会・大会等	1万円以内	通常5千円
	祝賀会・記念式典等	1万円以内	通常5千円
	起工式・竣工式等	1万円以内	
	その他市長が必要と認めるもの	1万円以内	必要に応じ市長が判断する
弔慰	別表2		
見舞	入院見舞	1万円以内	品物の場合は5千円以内
	罹災見舞	1万円以内	品物の場合は5千円以内
贈答	手土産・記念品	1件につき 5千円以内	
賛助	賛助金(品物を含む)	1万円以内	市長賞等の副賞を含む
渉外	懇親会・懇談会(会食を伴うもの)	1人6千円以内	
その他市長が必要と認めるもの		市長と交際費の所管課長が協議のうえ決定する	

別表2 (第6条関係)弔慰支出基準

区分		告別式		初盆	弔電	備考
		供花	ご霊前	ご霊前		
弔慰	市職員本人 (臨時的任用職員を除く)	○	1万円	5千円	○	
	市職員の配偶者 実(養・義)父母・子	—	—	—	○	
	元職員	—	—	—	○	
	市議会議員本人	○	1万円	5千円	○	現職のみ
	市議会議員の配偶者・実(養・義)父母・子	—	—	—	○	現職のみ
	元市議会議員本人	—	—	—	○	
	非常勤特別職本人	—	5千円	3千円	○	
	筑豊八市現職市長本人	○	—	5千円	○	
	筑豊六市市長会関係	筑豊六市市長会の慶弔基準に拠る			○	
	その他の現職市長関係	市に対する貢献度等により 市長と交際費の所管課長 が協議のうえ決定する			○	
	現職国会議員・県議会議員関係				○	
	その他市長が特に必要と認めるもの				○	

※ 供花については、2万円以内のものとする(通常1段とする)。

※ 弔電については市内の場合は市民課発行の弔文とする。